

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年10月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年10月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。
なし

9. 会議
会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。
本日の欠席委員はございません。
よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、黒宮喜代子委員、岡村なつ枝委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については田1件 [] m²の申請です。

3ページの1番の所有権移転については、[]、地目 田、地積は [] m²と []、地目 田、地籍は [] m²の2筆で合計 [] m²です。譲渡人は []、譲受人は []

です。

本件については、別で配布致しました「令和2年10月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

まず第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が■■■■㎡で、田が■■■■㎡、畑が■■■■㎡となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は田で水稻等が■■■■㎡で、畑が野菜で■■■■㎡です。

機械の所有状況は、■■■■です。

農作業に従事する者としては、■■年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、■■の■■名で農作業経験もあり、申請地までの距離は■■km内で移動時間は車で約■■分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

農作業に従事する者の氏名は：■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数は■■■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日、■■■■歳、主たる職業：■■■■、権利取得者との関係は■■■■、農作業への年間従事日数は■■■■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、■■■■㎡です。

次の6号については全て該当ありません。

次に資料の5ページ第7号関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

「購入する田はこれまでも水田として利用されており、購入後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草牧草地の農業上の利用に影響を及

ばすことはないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして事項書の4ページ「議案第2号 非農地証明願について」説明致します。

本件の申請地は、畑、 m^2 の総数1筆です。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地について、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

5ページの1番については、 m^2 、地目 畑、地積 m^2 であります。土地の所有者は、利用状況は宅地(住宅用地及び付属建物用地)となります。申請地につきましては、居宅は昭和23年に新築され、その後昭和56年、平成5年に増築をしており、付属建物物置は昭和41年、倉庫は昭和50年に建築され使用しているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、 m^2 の建物の全部事項証明であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」ですが、利用権の設定に係るもの貸付人6戸、借受人2戸の、筆数が 筆 で、面積は m^2 です。

次に8ページの整理番号1番は、利用権の設定を受ける者は、利用権の設定を行う者が m^2 で、地目、田の面積が m^2 の 筆 です。利用権等の存続期間、設定期間は 年 間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり kg の物納です。

次に8ページの整理番号2番は、利用権の設定を受ける者は、利用権の設定を行う者が m^2 で、地目、田の面積が m^2 の 筆 です。利用権等の存続期間、設定期間は 年 間で、作物は水稻で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり kg の物納です。

次に8ページの整理番号3番は、利用権の設定を受ける者は、利用権の設定を行う者が m^2 で、地目、田の面積が m^2 の 筆 です。利用権等の存続期間、設定期間は 年 間で、作物は水

稲で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

次に8ページの整理番号4番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]m²の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稻で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

次に8ページの整理番号5番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]m²の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稻で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の13ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

次に8ページの整理番号6番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]m²の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の14ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7時12分]
(申請書回覧)

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時23分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに「加藤 哲也委員」お願いします。

加藤委員 譲受人は隣の農地でハウスをされており、収量もあるため問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

次に「黒宮 俊明委員」のご意見を申し上げます。

黒宮委員

特に問題ないと思いましたので署名しました。

議 長

ありがとうございました。

ただいま担当委員さんにご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「1番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。

次に「議案第2号 非農地証明願」についての、「1番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について非農地であることを証明することとします。

続きまして「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時27分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員